

事務局説明資料

2024年5月14日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

1. サステナビリティ開示基準の在り方及び適用対象・適用時期

(1) 第1回会議でのご意見と考えられる対応案

2. サステナビリティ開示制度導入における論点

(1) 第1回会議でのご意見

(2) 有価証券報告書の提出時期

(3) 各国における経過措置

3. ご議論いただきたい事項

サステナビリティ開示基準のあり方

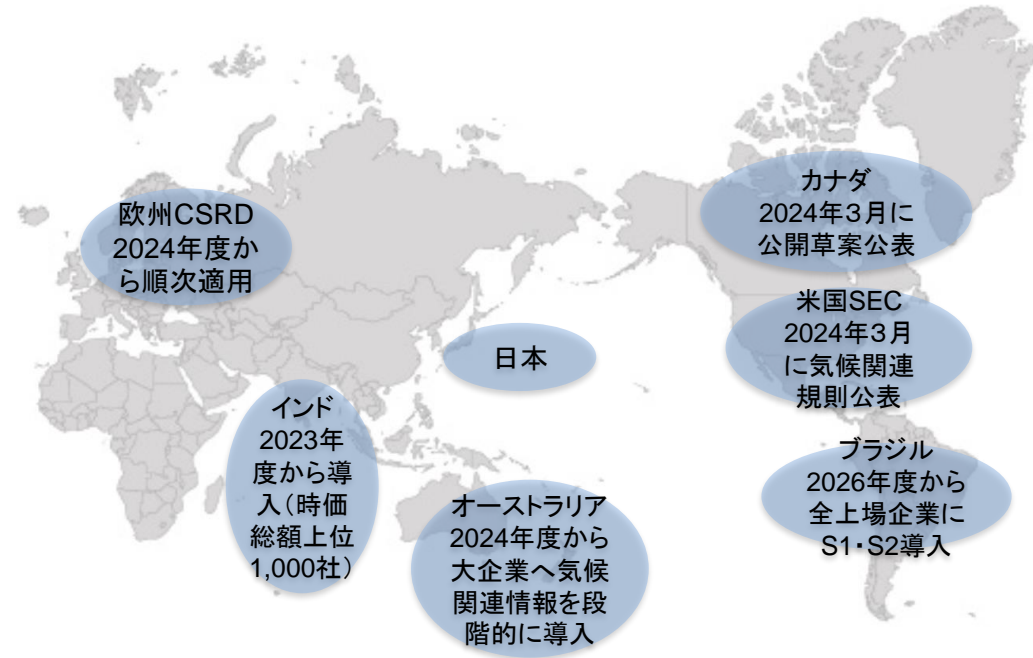
- 2023年6月に、サステナビリティ情報の開示に関する国際的な基準としてISSB基準が設定され、今後、各国で、同基準の適用に向けた動きが進展することが見込まれる。欧州では、ISSB基準と相互運用可能な基準による開示が始まっている。
- このように各国で開示基準を制度化する動きが進展する中、グローバルに展開する我が国企業によるサステナビリティ情報の開示について、国際的な比較可能性を確保することで、投資家から評価され、企業と投資家との建設的な対話を促進して、中長期的な企業価値の向上につなげることが重要。企業にとっても、我が国独自の基準でなく、国際的に比較可能性が確保された基準に基づいて情報開示を行う方が実務負担の観点から望ましいとの声がある。
- 上記を踏まえると、我が国において、グローバルに展開する企業に適用されるサステナビリティ情報の開示基準は、国際的なベースラインの基準となるISSB基準と同等であることが求められる。

【2024年名目GDP予測(単位:十億ドル)】

	国・地域	名目GDP(IMF予測)
1	米国	27,966.5
2	中国	18,560.0
3	ドイツ	4,700.8
4	日本	4,286.1
5	インド	4,105.3
6	英国	3,587.7
7	フランス	3,183.4
8	イタリア	2,284.0
9	ブラジル	2,265.1
10	カナダ	2,238.5
11	ロシア	1,904.3
12	メキシコ	1,994.1
13	韓国	1,784.8
14	オーストラリア	1,685.6
15	スペイン	1,676.5

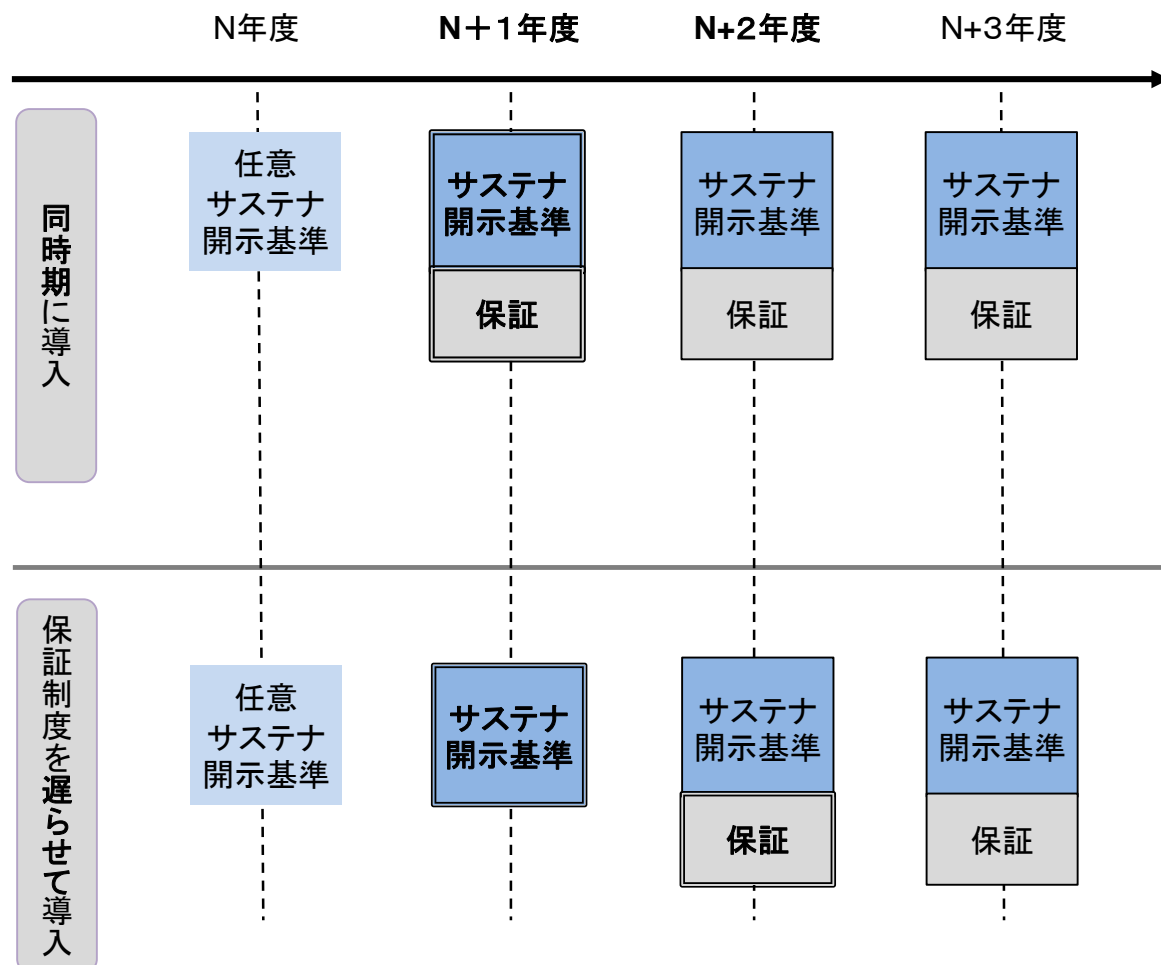
【株式時価総額(単位:百万ドル)】

	国・地域	株式時価総額
1	米国	53,360,718.6
2	中国	9,038,244.5
3	日本	6,586,868.9
4	香港	4,747,625.6
5	インド	4,458,738.2
6	フランス	3,374,531.7
7	サウジアラビア	2,994,405.4
8	イギリス	2,980,687.1
9	カナダ	2,862,846.2
10	ドイツ	2,426,504.8
11	台湾	2,134,494.8
12	スイス	2,031,000.2
13	韓国	1,858,375.9
14	オーストラリア	1,598,817.3
15	オランダ	1,057,917.1



サステナビリティ開示基準と保証の導入のタイミング

- サステナビリティ開示基準の導入時期を考えるには、保証制度の導入も考慮に入れることが重要。サステナビリティ開示基準と保証制度の導入を同時期に行うか、保証制度を遅らせて導入するかについては、保証制度のあり方や実務面を含めた検討が必要



(利点)

- ✓ 開示基準の強制適用時から保証があることで、信頼性が確保された情報を提供

(考慮事項)

- ✓ 開示基準への対応と保証への対応を同時期から始めるため、過度な負担とならないか
- ✓ 保証制度の枠組みに合った保証提供者を十分に確保できるか

※ 欧州においては、2024年度から開示の導入と同時に限定的保証が導入される。

(利点)

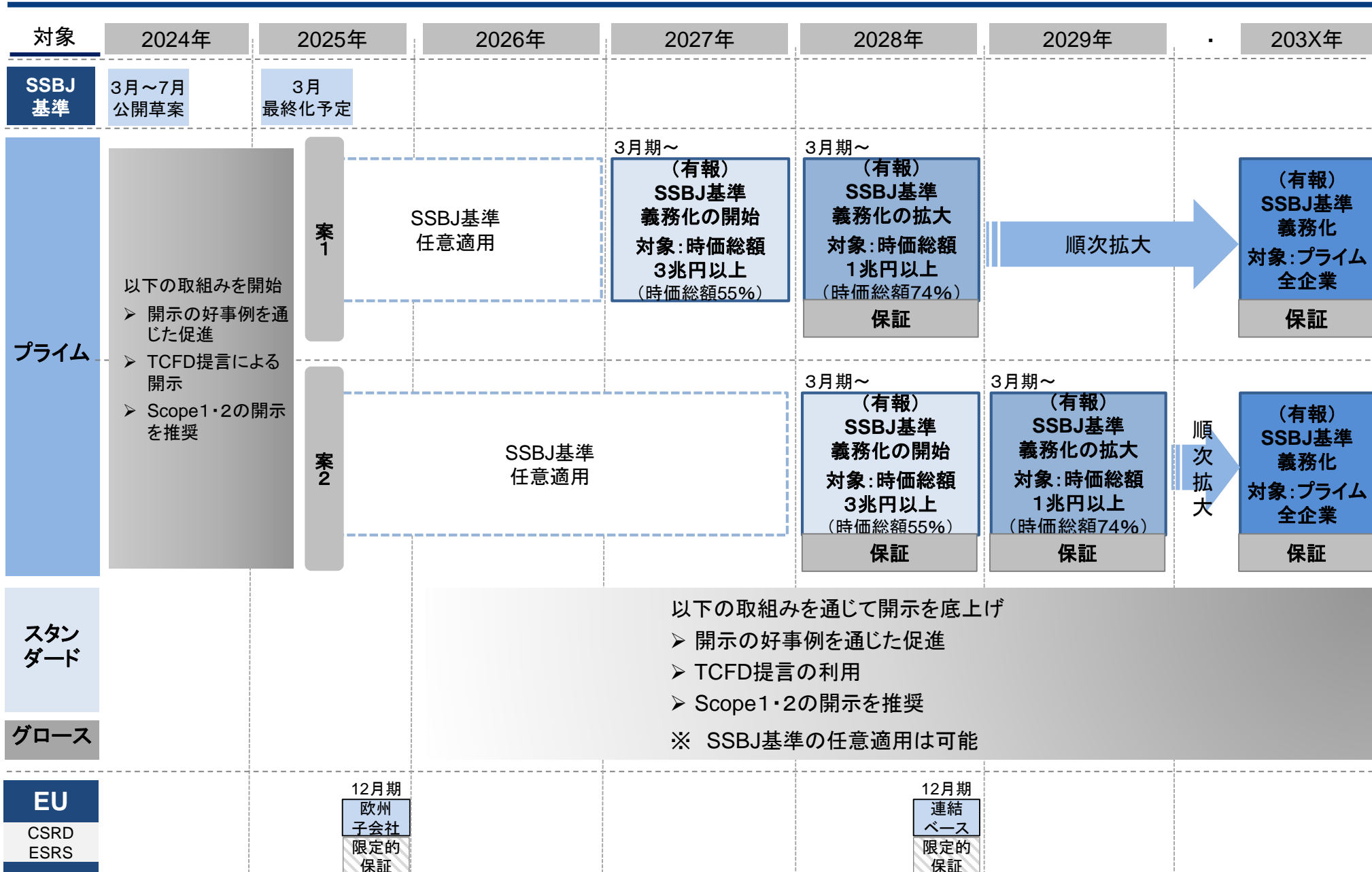
- ✓ 保証への対応がしやすい(企業、保証提供者とも)

(考慮事項)

- ✓ 保証を受けていなかった期(N+1年度)の情報について、保証人から、問題点を指摘される可能性

※ 米SECの気候関連開示規則においては、大規模早期提出会社の場合、全ての開示義務の導入の3年後からScope1、Scope2の限定的保証が導入される。

サステナビリティ開示基準の適用対象、適用時期のイメージ



第1回会議(2024年3月26日開催)でのご意見:開示①(開示基準のあり方)

事務局提案

- グローバルに展開する我が国企業によるサステナビリティ情報の開示について、国際的な比較可能性を確保することで、投資家から評価されることに繋がるとともに、企業にとっても、国際的に比較可能性が確保された基準に基づいて情報開示を行う方が実務負担の観点からも望ましいとの声もある
- これを踏まえると、グローバルに展開する企業に適用されるサステナビリティ情報の開示基準は、国際的なベースラインの基準となるISSB基準と同等であることが求められる

主なご意見

- SSBJ基準がISSB基準と機能的に整合性が確保されている状況、同等であることが大前提
- 欧州・米国をはじめとする諸外国との間で基準のインターオペラビリティを確保する必要があり、ISSBやEFRAG等と金融庁は協議をすべき

考えられる対応(案)

- 3月29日に公表されたSSBJ基準の公開草案の状況を注視しつつ、国際的なベースラインとなるISSB基準と同等なサステナビリティ情報の開示基準を金融商品取引法令に取り込む
- 我が国のサステナビリティ情報の開示基準が国際的なベースラインとなる基準と機能的に同等なものと認められ、インターオペラビリティ(相互運用性)を確保できるよう、金融庁は、関係する国際機関や諸外国と緊密に連携していく

事務局提案

- 気候変動関連の情報開示について、プライム上場企業の中でも対応状況に差が見られること、欧米では企業規模や市場規模に応じた段階的な導入が決定されていること等から、わが国でも段階的に適用していくことが適当
- 段階的に適用するにあたって、日本と同じシングルマテリアリティを採用する米国の例やIFRS財団が公表した「法域ガイド」も踏まえ、まずは時価総額で企業を分けて適用
- 東京証券取引所の市場区分のうち、プライム市場は、グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場であることから、サステナビリティ開示基準の適用対象企業については、プライム市場上場企業を念頭に置く
- 当初は時価総額3兆円以上のプライム市場上場企業から始める

主なご意見

- 一定の準備期間が必要であり、投資家からのニーズが高く対応可能な企業から段階的に導入していくことが現実的
- 開示品質を確保する観点からも、適用対象企業を絞り込んでスタートし、その後徐々に拡大することは説得的
- 時価総額は、企業価値を構成する要素で、投資家の意思決定に有用な情報を提供するという基準の性質や目的に照らしても合理的。時価総額によるカバレッジは、総資産、純利益等によるカバレッジとほぼ同じであり、一定の合理性がある(第2回WG参考資料を参照)
- 適用対象企業の区分けについて、時価総額だけではなく、売上高や従業員数、企業数のカバレッジ等の視点も必要ではないか
- 欧州CSRDの域外適用を受ける日本企業は、臨時報告書や半期報告書で、日本の投資家に対して情報提供すべき

考えられる対応(案)

- まずは時価総額を基準に時価総額3兆円以上のプライム上場企業から段階的に導入していく案を中心に据える
- 他方で、時価総額以外に、海外での開示状況等も基準に加えることを検討

第1回会議(2024年3月26日開催)でのご意見:開示②-2(段階的な適用等)

主なご意見

考えられる対応(案)

任意適用の促進

- 任意適用を積極的に進めるべき。ただし、任意適用時のエンフォースメントには慎重に検討すべき
- 任意適用の状況の見える化や好事例集の公表を通じて任意適用企業を積極的に評価する仕組みが重要。インセンティブ付けも検討すべき
- 特定の業種に対して、より積極的に任意適用を働きかけることも重要
- 適用対象外の企業が準拠しやすいプリンシプルのような柔軟性のあるフレームワークや簡易的な開示基準を示すことも望ましい

- 適用対象に含まれない企業に対しても、適切なサステナビリティ情報の開示を促進する施策を同時に進める必要
- 例えば、任意適用の状況の見える化や好事例集の公表、開示のプリシンプルを通じた奨励等を行うことも検討しつつ、任意適用を積極的に進める

適用企業の拡大

- 社会的インパクトや経済活動規模が大きい非上場企業についても留意すべき
- 時価総額1兆円以上の企業の時価総額合計が市場の7割以上を占めるとしても企業数では限定的であり、対象を拡大すべき。投資ユニバースの観点からは不十分であり、プライム市場の代表的な企業が適用されたといえるのか、諸外国との比較の観点から懸念
- 最終的な適用対象は、プライム市場上場全企業を目指すべき
- 最終的な拡大のあり方を検討するに当たり、プライム上場企業でも規模にはかなり相違があることにも留意すべき
- 現時点で、203X年にプライム上場企業全てに強制適用の範囲を拡大することを示すことは時期尚早

- なるべく早いタイミングで適用対象を拡大できるよう、時価総額3兆円以上の企業に適用した後、1年後に1兆円以上の企業、さらに任意適用や実務の浸透を踏まえつつ順次5,000億円以上の企業に適用するといったスケジュールを設定する

第1回会議(2024年3月26日開催)でのご意見:開示③(適用時期)

事務局提案

- (案1)時価総額3兆円以上は2027年3月期から、1兆円以上は2028年3月期から(保証を含む)
(案2)時価総額3兆円以上は2028年3月期から(保証を含む)、1兆円以上は2029年3月期から(保証を含む)、を提案
- 203X年3月期を目途にプライム全上場企業へ適用を拡大する

主なご意見

○案1の考え方に賛同する意見

- グローバル投資家との建設的な対話を可能にするための情報量と信頼性を確保する観点に加え、日本の資本市場の対応が、主要な資本市場と比較して大きな遅れを伴わないよう早期に実現することが重要
- スピード感が大事であり、SSBJ基準の最終化後に速やかに適用を推進していくことが望ましい
- 時期を明確にして企業に準備を急いでもらう必要。2030年代後半ではなく、極力早い時期に向けた準備を促すための環境整備や雰囲気醸成も必要
- プライム全上場企業への適用に向けたタイムラインやターゲットを明確化するべき。企業がネットゼロに向けた中間目標を設定している2030年をタイムラインとすることも、一つの考え方

○案2の考え方に賛同する意見

- 他国基準の日本企業への適用状況等も踏まえつつ、強制の有無、適用時期等について実務に配慮した慎重かつ柔軟な制度設計が必要

○その他

- 海外に向けて、強制適用と任意適用を組み合わせたアプローチであることを説明していくことが重要
- EU域外適用のタイミングでは、我が国でも保証がついていることが必要
- 現時点で、203X年にプライム上場企業全てに強制適用の範囲を拡大することを示すことは時期尚早
- 企業の準備期間を考慮して、期末より前の、どの時点の時価総額をベースにして適用対象を判断するのか明確にする必要

考えられる対応(案)

- 2027年3月期から強制適用を開始し、2030年代にプライム全上場企業を対象とすることを基本線としつつ、国際動向、海外における実務の浸透等を注視しながら、柔軟に対応していく必要
- この場合において、有価証券報告書以外の書類も用いた2段階の開示を認めることも検討

1. サステナビリティ開示基準の在り方及び適用対象・適用時期

(1) 第1回会議でのご意見と考えられる対応案

2. サステナビリティ開示制度導入における論点

(1) 第1回会議でのご意見

(2) 有価証券報告書の提出時期

(3) 各国における経過措置

3. ご議論いただきたい事項

サステナビリティ開示制度導入において検討が必要となりうる論点(案)

- 有価証券報告書において基準に準拠したサステナビリティ情報を開示する場合、提出期限である「事業年度後3か月以内」に作成や保証を終えることができるか。 実務が定着するまでの間の経過措置として、例えば、有価証券報告書の2段階開示(サステナビリティ情報部分の開示を遅らせる)の導入、保証の強制適用時期を遅らせるなどの措置が必要か。仮に、有価証券報告書の提出期限を延長する場合には、株主総会に有用な情報が提供されることをどのように確保するかについても、合わせて検討する必要があるか。
- サステナビリティ開示基準を有価証券報告書に導入するにあたり、ISSB基準において適用初年度のみ認められた経過措置(気候関連のみの報告、報告タイミングの緩和、Scope3の開示免除等)を延長すること等により、企業の準備に配慮する必要がないか。
- サステナビリティ情報には、バリューチェーンからの情報(Scope 3)や将来情報の記載等、現状では確度(精度)の低い情報があり、これらの情報について有価証券報告書への記載を求める場合、企業のコントロールが及ばないような情報に関する虚偽記載に対し、何らかのセーフハーバーを設けることが考えられないか。
- サステナビリティ情報の作成に当たっては、バリューチェーンに関するデータ収集に課題があるのではないか。 何らかの効率的な対応を行うことができないか。
- サステナビリティ情報開示のための、実務的な対応を明らかにすべきではないか。 簡便な対応が許容されるのであれば、それを明らかにすべきではないか。
- サステナビリティ開示基準に準拠して開示を行う企業に対し、なんらかのメリットや負担軽減、開示の意義を実感できる仕組みが考えられないか。

第1回会議(2024年3月26日開催)でのご意見: 開示④-1(その他の論点)

主なご意見

提出期限

- サステナビリティ情報を有価証券報告書と同時に開示するには、データ収集上の問題があり、ハードルが高い。サステナビリティ情報の開示時期や有価証券報告書自体の提出期限の後ろ倒しも検討する必要
- 財務と非財務の同時開示に向けて、シンクロしたデータ収集や取締役会での議論などの体制づくりに向けて、期限を定めて「期待マネジメント」していくべきではないか
- 気候変動に関する情報について、金融庁は環境省、経産省ともよく調整し、サステナビリティ情報の開示時期や有価証券報告書の提出時期を検討すべき
- サステナビリティ情報は財務情報を補完するものであり、ISSB基準は同時開示を求めていることも踏まえると、例外を認めることは国際的に望ましくない面もあるのではないか

総会前提出

- 質問があれば株主総会での説明義務があることを考えると、有価証券報告書が株主総会前に提出され、株主がアクセス可能である状況を確保することが望ましい。そのため、サステナビリティ情報を株主総会で使える状況にする企業には、有価証券報告書の提出期限を事業年度末日から4か月に延ばす方法も検討してよいのではないか
- (基準日をずらしている実例もあることを前提に)企業が自主的に総会の開催時期を検討できる方向で議論を進めることで、企業にとっても、時間を確保してデータ収集等を行うことができ、透明性を持った開示をした上で株主総会を迎えられることができるため、プラスが多いのではないか

スコープ3・バリューチェーンの開示

- スコープ3やバリューチェーンの開示をしないと、ISSB基準等の世界のルールと著しく差異が生じるので、日本の資本市場に大きな問題。完璧な開示を求めるわけではないことを啓蒙しながら、体制整備を図っていくべき
- 米国基準は、スコープ3の開示適用免除される等、かなり現実路線に変更されている。この米国基準は、国際的な影響力が大きいいため、わが国のロードマップ策定の際には考慮すべき
- スコープ3の算定では、2次データを活用した開示から始め、並行して、バリューチェーンからのデータ(1次データ)の収集の仕組みを作れるよう、ガイダンス整備、事例共有、プラットフォーム創設に取り組むことが考えられる
- バリューチェーンの情報について、EUのケースも参考に、実際にどのような情報が求められるのか公表し共有すべき

主なご意見

開示負担の軽減
セーフハーバー

- 制度の普及に向けて、企業に安心感を与えるため、合理的に定めることができるのであれば、セーフハーバー・ルールは導入すべき
- 不確定要素を多く含むサステナビリティ情報の開示を促進するためには、セーフハーバー等の制度整備を行い、法定開示責任との関係で企業が委縮しない仕組みが重要
- セーフハーバーにつながる考え方を整理する意味で、企業がしっかりした内部統制を整え、それをベースに保証業務が提供されるとリスクが相当下がることや、ガバナンスの関わり方などについても議論することが重要
- 開示負担の緩和は重要であり、例えば、会社法上の計算書類と金商法上の財務諸表の一体化を今一度前に進めていくことが考えられる

環境整備

- 国内外から投資先として選ばれるための前向きな開示姿勢に向けた啓蒙や、企業価値の向上等とも絡めて、開示が適切に行われるような仕組みづくりを検討すべき
- 企業のサステナビリティデータの収集をしやすくするデータプラットフォームの整備や書類の共通化に係る対応等、企業の負担軽減策を検討すべき
- 先行事例・好事例の共有や誤解の解消が重要。なお、好事例の取組みは有用であるが、ボイラープレート化を防ぐことには留意が必要
- 国内規制におけるインターオペラビリティの確保も必要
- 法定開示と任意開示の相互参照をどういう要件で認めるかも議論すべき
- サステナビリティ課題への対応には、取締役の意識改革も重要

その他

- サステナビリティ情報の作成と開示を効果的・効率的に行うためには、適切な内部統制、リスク管理、ガバナンス体制の整備が不可欠

第1回会議(2024年3月26日開催)でのご意見:保証

主なご意見

開示と保証の導入タイミング

- 開示情報の信頼性確保の観点から、開示と保証は同時期に適用すべき。一度開示された情報を、翌年度以降、保証業務の過程で誤りが発見されたからといって修正を求めることは実務的に困難
- 開示と保証は一連の流れとして整備を進めることが重要で、できるだけ近いタイミングで開始することが必要だが、保証提供者の信頼性を確保する仕組み作りを考えると、現実的には多少時差が生じるのではないか
- 制度導入の初期段階であるため、利用者として保証がないと受入れられないということはない。実務の状況を踏まえながら、できるだけ早期の導入を期待
- 保証が実際にどのような作業量になり、保証業務提供者がどの程度対応可能かということについて、走りながら進めていくしかないが、導入前に一定の猶予を設けることが現実的
- 高品質な保証の枠組みと、保証業務提供者の確保、研修、検査・監督の在り方等の論点について十分な議論のための時間を確保するためにも、開示制度よりも保証制度の導入が多少遅れることが現実的
- 義務として同時に導入しなければいけないとするよりは、柔軟に、任意による企業の対応の余地や猶予も認めて進めることが、無理がないのではないか

保証に関する論点

- IOSCO、IAASB、CSRDのいずれも、professional-agnosticな基準による制度も想定しており、こうした国際的なベースラインの基準と同等の考え方を取るが望ましい
- 現実的に多くの保証業務を担うことになるであろう監査法人の保証体制の状況も考慮に入れ、導入範囲などについても検討していく必要
- 保証強制導入前に全くの任意ではなく推奨という形で、一定の保証について経験を積んでもらうことで、保証のスムーズな導入に繋がるのではないか
- 限定的保証、合理的保証について、財務諸表監査と比較したコストや工数、Scope1・2に限定した場合とサステナビリティ情報全体を対象にした場合のコスト等も比較しながら検討すべき
- 監査法人以外の保証業務提供者については、信頼性をどう確保するかが重要であり、認定制度やモニタリングの仕組み、訓練制度もしっかりと検討していく必要

1. サステナビリティ開示基準の在り方及び適用対象・適用時期

(1) 第1回会議でのご意見と考えられる対応案

2. サステナビリティ開示制度導入における論点

(1) 第1回会議でのご意見

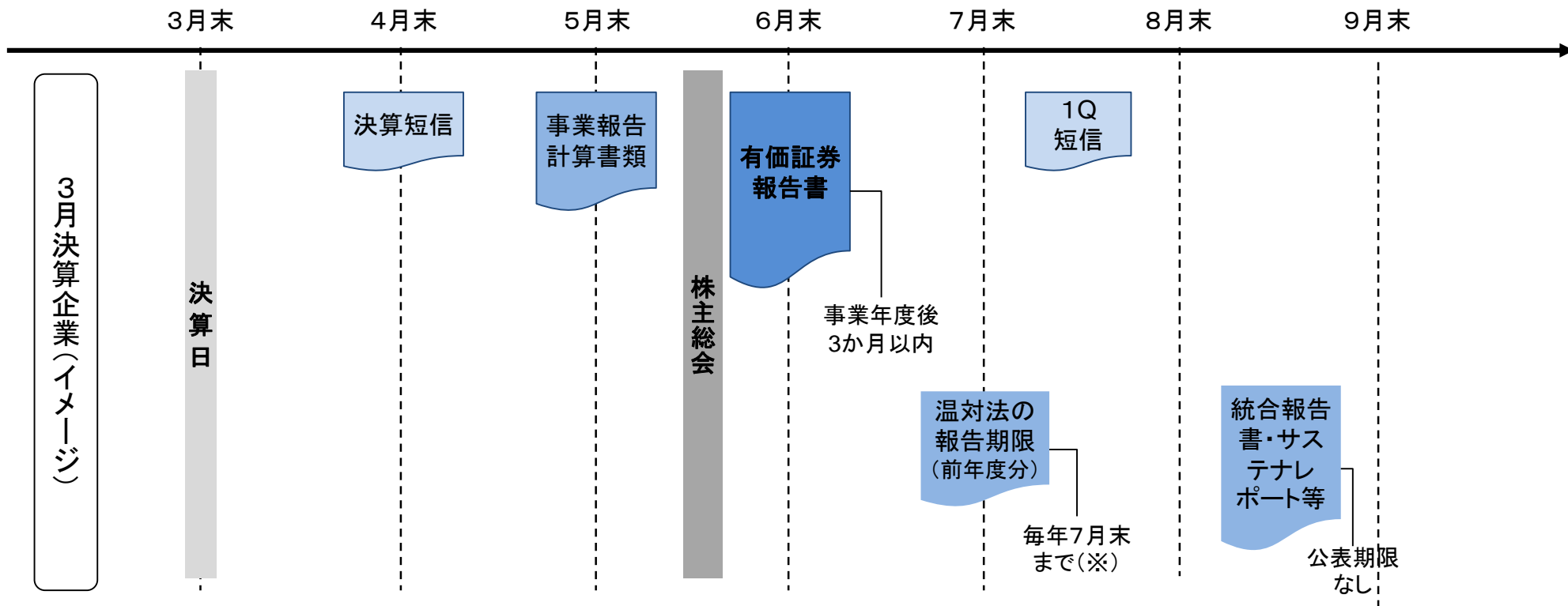
(2) 有価証券報告書の提出時期

(3) 各国における経過措置

3. ご議論いただきたい事項

有価証券報告書と統合報告書等のスケジュール

- 現在、多くの企業は統合報告書等を、有価証券報告書の開示の2~3か月後に公表している。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」によるGHG排出量の報告を、毎年7月末までに行っている。他方、ISSB基準では、財務諸表と同じタイミングで、財務諸表と同じ報告期間を対象としたサステナビリティ情報の開示を求めている



IFRS S1(サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項

報告のタイミング

64 企業は、サステナビリティ関連財務開示について、関連する財務諸表と同時に報告しなければならない。企業のサステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならない。

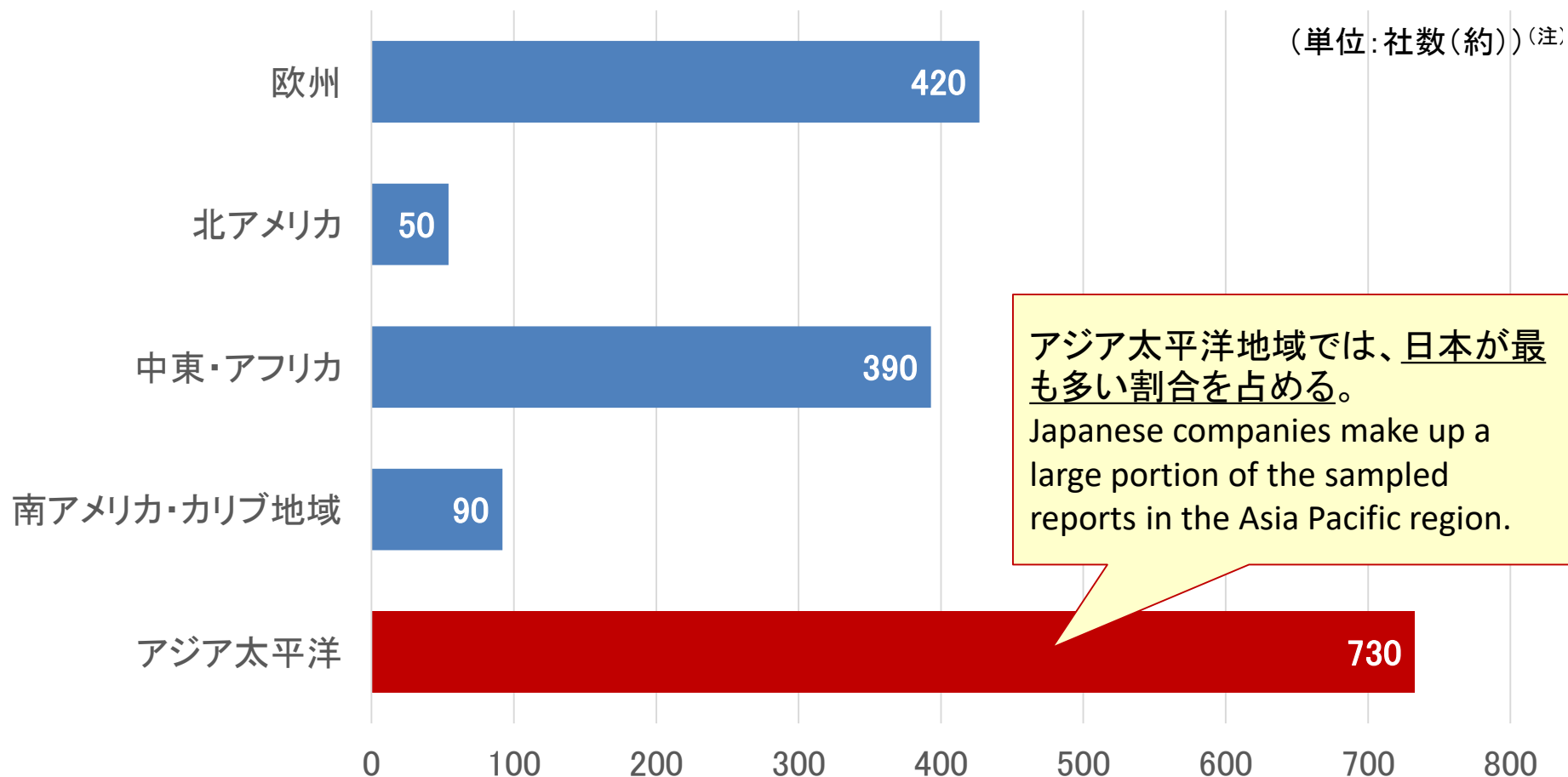
(注) 輸送事業者の場合は、毎年6月末までに、「地球温暖化対策の推進に関する法律」による報告義務がある。

(出典) 2023年6月IFRS S1号(翻訳版:2024年2月公表)。3月決算企業における有価証券報告書や統合報告書等の開示スケジュールを参照

統合報告書の作成社数の分布

- IFRS財団の調査では、世界の約1,700社の組織体(企業、公的機関、NPO含む)のうち、統合報告書の作成が最も多いのはアジア太平洋地域で、うち日本が最多

統合報告書作成社の地域別分布



(注) IFRS財団によると、世界の2,500社以上の組織体(企業、公的機関、NPO含む)が統合報告書を作成。うち約1,700社のサンプルの結果を割合で提示。

(出典) IFRS財団“The growing momentum for integrated reporting”(2022年9月27日)より金融庁作成

財務諸表監査とサステナビリティ情報に対する保証の報告日の違い(IFAC等の調査)

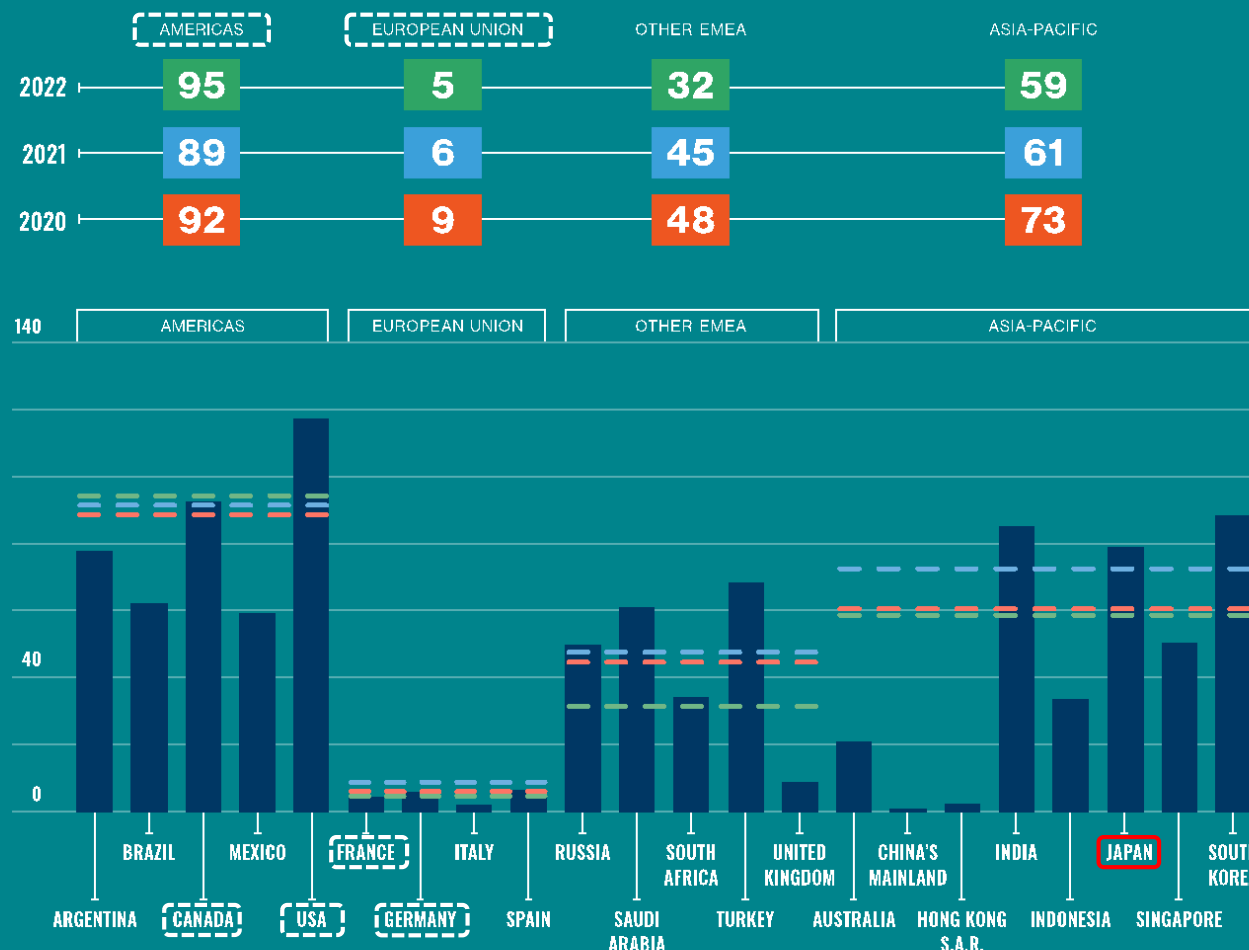
- 国際会計士連盟 (International Federation of Accountants: IFAC) 等による調査では、日本の時価総額上位100社における財務諸表監査報告書日とサステナビリティ情報の保証報告書日との差は、平均で約80日。他方で、欧州では平均5日、米国やカナダ等は平均95日となっている

DAYS BETWEEN STATUTORY AUDIT AND ESG ASSURANCE

The signature date of ESG assurance continues to lag the signature date of the statutory audit (financial statement audit) date by a month and a half despite progress.

- 25% of ESG assurance reports were signed on the same day as the financial audit report.
- The European Union continues to lead with ESG assurance lags of less than a week in each jurisdiction.
- Lags in China (mainland) and Hong Kong, S.A.R. improved to less than one week.
- Lags in the US and Canada remain over three months.

Some jurisdictions may have different deadline requirements for statutory reporting versus voluntary disclosures, which can impact the time between the date of the statutory audit report and ESG assurance report(s). Statutory audit information was only collected for 2020 - 2022.

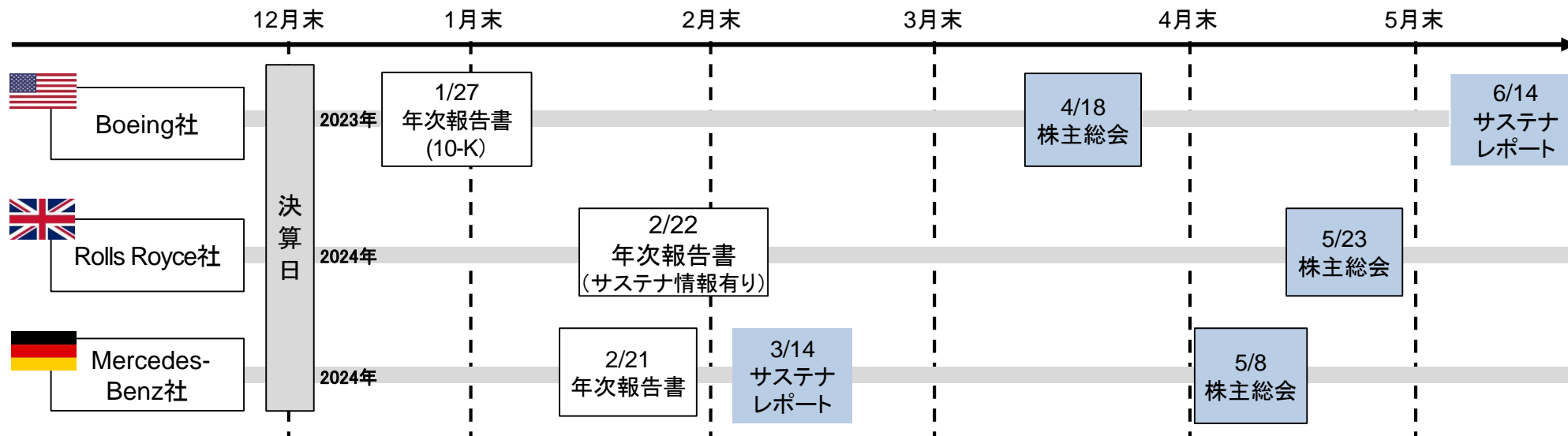


諸外国における年次報告書の開示と株主総会の開催の状況

□ 諸外国では、株主総会前に年次報告書が提出され、株主の議決権行使の判断に利用されている

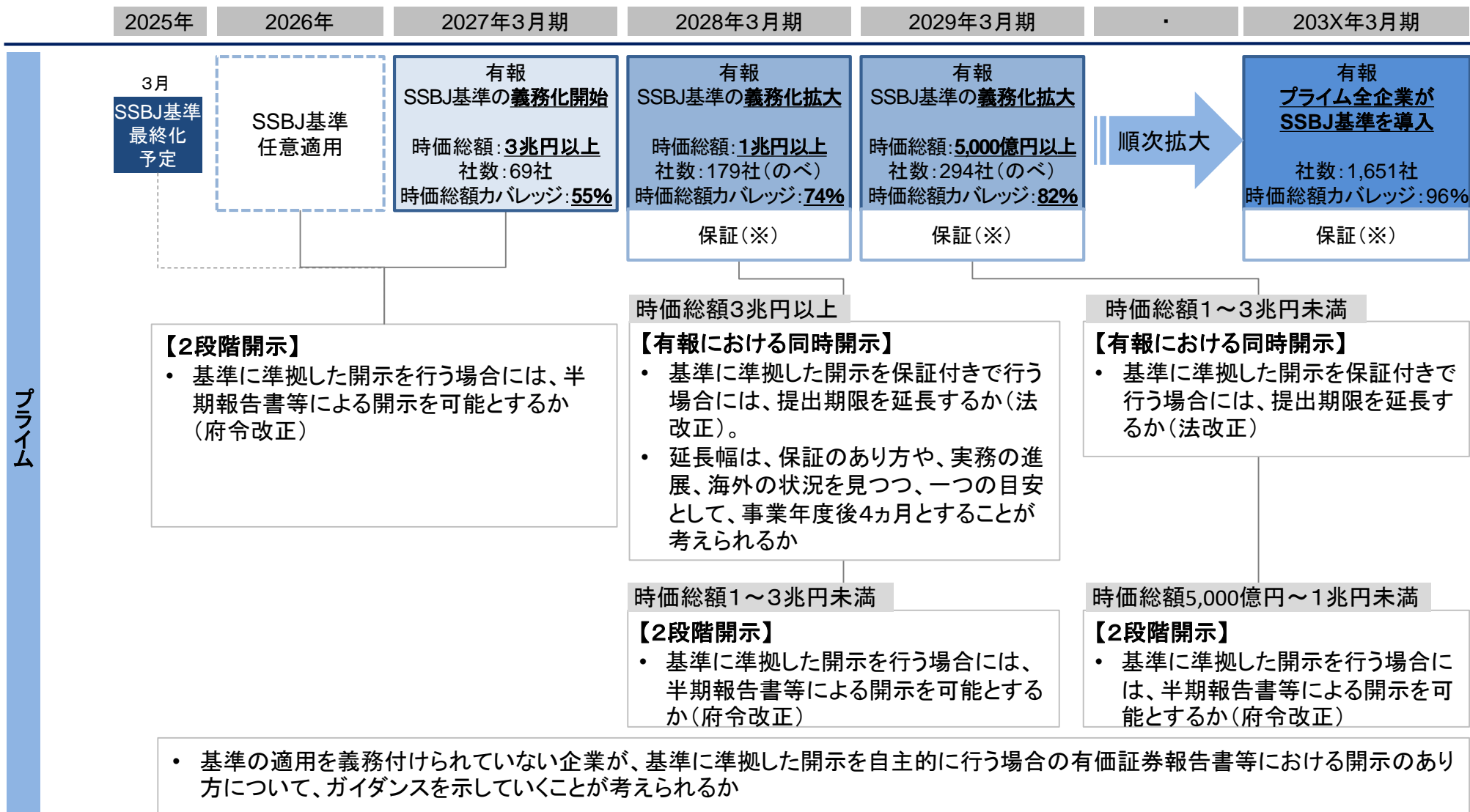
	米国	英国	ドイツ	フランス
年次報告書の提出・公表期限	大規模早期提出会社(時価総額700万ドル以上)は期末後60日以内(Form 10-K General Instructions)	期末後4ヶ月以内 (Disclosure Guidance and Transparency Rules, 4.1.3 R)	期末後4ヶ月以内 (Wertpapierhandelsgesetz(Securities Trading Act), § 114)	期末後4ヶ月以内 (Code Monetaire et Financier L451-1)
総会開催日	前回の株主総会后、13ヶ月以内 (Delaware General Corporation Law, § 211(c))	決算日から6ヶ月以内 (Companies Act 2006, § 336(1))	決算日から8ヶ月以内 (Aktiengesetz (Stock Corporation Act), § 175(1))	決算日から6ヶ月以内 (Code Commerce L225-100)
議決権行使基準日	総会日前10日以上60日以内で会社が設定した日(Delaware General Corporation Law § 213(a))	総会日から48時間以内で会社が設定した日(The Uncertificated Securities Regulations 2001, § 41(1))	総会日の21日前 (Aktiengesetz (Stock Corporation Act), § 123(4))	総会日の2営業日前 (Code Commerce L225-100)

海外企業におけるスケジュール例



(出典)金融審議会ディスクロージャーWG(2015年11月10日)事務局説明資料18頁、各社ウェブページより

サステナビリティ開示基準の適用時期と開示書類の対応のイメージ



(※)保証のあり方については、任意の枠組みも含め、今後の検討課題

(注)時価総額に応じた社数とカバレッジについては、Bloomberg及びJPX公表統計の2024年3月29日時点の情報から作成

コーポレートガバナンス改革の推進に向けた意見交換 総理発言(2024年4月3日)

本日は、世界を代表する、資産運用の経験やコーポレートガバナンスに関する知見を有する皆様方から、貴重な御意見を承りました。

皆様から頂いた日本市場への評価の高まりを確かなものとするために、コーポレートガバナンス改革を不断に強化していく必要があると考えています。

東京証券取引所から報告いただいたように、上場企業にPBR(株価純資産倍率)等の資本コストや株価を意識した経営の実現を要請し、今年から、対応を進める企業の一覧の公表を開始いたしました。

日本企業の稼ぐ力を更に強化するために、いまだ第一歩が踏み出せていない企業においても、投資家との対話を通じ、企業価値の向上に向けた取組を着実に実践に移すことが重要です。

さらに、コーポレートガバナンスの実質化に向けた環境整備を積極的に進めてまいります。来年4月からは、プライム市場上場企業に重要情報の英文開示を義務化いたします。また、先ほど御提言いただいたように、企業と投資家の一層の対話の促進に向けて、より多くの企業において有価証券報告書の開示が株主総会前のタイミングになるよう、その環境整備について、金融庁を中心に関係省庁と連携して検討を進めさせます。

金融庁及び東京証券取引所においては、こうした取組を反映して、アクション・プログラムを今春にアップデートし、着実な実践に向けた改革を進めてください。

最後になりますが、日本政府として、本日頂いた意見も踏まえ、継続してコーポレートガバナンス改革を推し進め、皆様の長期的な日本への期待にお応えしたいと思っております。

本日は誠にありがとうございました。

1. サステナビリティ開示基準の在り方及び適用対象・適用時期

(1) 第1回会議でのご意見と考えられる対応案

2. サステナビリティ開示制度導入における論点

(1) 第1回会議でのご意見

(2) 有価証券報告書の提出時期

(3) 各国における経過措置

3. ご議論いただきたい事項

ISSB基準の経過措置

□ ISSB基準(IFRS S1号及びIFRS S2号)において認められた経過措置(transition standard reliefs)

種類	概要
①気候関連のみの報告	<ul style="list-style-type: none">• 本来、気候関連以外も含む、すべてのサステナビリティリスク・機会の開示が必要。• 但し、報告初年度は、IFRS S1号の適用にあたり、気候関連のみのリスク及び機会の開示を許容。
②報告のタイミング	<ul style="list-style-type: none">• 本来、財務諸表とサステナビリティ開示の同時報告が必要。• 但し、報告初年度は、財務諸表報告後、半期報告に併せてサステナビリティ報告を行うことを許容。
③比較情報の開示	<ul style="list-style-type: none">• 本来、前年の比較情報の開示が必要。• 但し、報告初年度は、IFRS S1号及びIFRS S2号の適用以前の前年の比較情報の開示は不要。
④GHGプロトコルに基づく測定	<ul style="list-style-type: none">• 本来、法令で別の手法を使うことが求められていない限り、GHGプロトコルに基づくGHG排出量の測定が必要。• 但し、報告初年度は、企業が既に使っているGHG排出量の測定手法の利用を許容。
⑤Scope 3 GHG排出量の報告	<ul style="list-style-type: none">• 本来、Scope 3のGHG排出量の開示を行うことが必要。• 但し、報告初年度は、Scope 3のGHG排出量の開示をしないことを許容。

財務情報とサステナビリティナビリティ情報の同時報告に関する緩和措置

□ 米国では、Scope1、Scope2のGHG排出量の開示についての提出期限の延長が認められる。

米国SEC

● 気候関連開示規則^(注)

Scope1、Scope2の開示については、年次報告書の提出後、一定期間経過後の報告が認められる。

①内国公開企業の場合(以下のいずれかの方法により報告)

- ✓ 直後の会計年度の第2四半期のForm 10-Qにて報告
- ✓ Form 10-Kの訂正(当該第2四半期のForm 10-Qの報告期限まで)

②外国公開企業の場合

- ✓ Form 20-Fの訂正を通じて、会計年度終了後225日までに報告する

いずれの場合においても、年次報告書において、直後の会計年度の第2四半期のForm 10-Qから参照されること又は年次報告書を訂正する意図を明示する必要がある。なお、Scope1、Scope2の開示についての提出期限の延長は、保証報告書についても適用される。

(The Enhancement and Standardization of Climate-Related Disclosures for Investors,
17 CFR § 229.1505 (c)(1)、§ 229.1506 (f))

(注)2024年3月6日の気候関連開示規則の公表後に、異議を唱える訴訟が相次ぎ、同年4月4日、SECは司法判断が確定するまで同規則の一時停止を発表。

(出典)米国:<https://www.sec.gov/files/rules/final/2024/33-11275.pdf>

サステナビリティ情報の開示に関するセーフハーバー・ルールについての各国の取組み

- 諸外国においては、気候関連等のサステナビリティ情報の開示に関し、セーフハーバー・ルールを設けている例がある。

米国SEC

● 気候関連開示規則^(注)

将来予測に関する記述(forward-looking statements)のためのセーフハーバーは移行計画、シナリオ分析、内部炭素価格の使用、目標及び最終ゴールに従って提供される情報(過去の事実を除く)に対して適用される。経営幹部等が重要な事実の不実記載もしくは重要な事実の脱漏を知らずながら作成又は承認した場合を除き、①将来予測に関する記述であることを明示し、将来の結果が大きく乖離する重要な要因について意味のある注意表示(meaningful cautionary statements)を行っている、又は、②将来予測に関する記述が重要でない場合には、企業や代表者等は責任を負わないこととされる。

(The Enhancement and Standardization of Climate-Related Disclosures for Investors, 17 CFR § 229.1507、証券取引所法 1934 第 21E、証券法 1933 第27A)

カリフォルニア州
(米国)

● 気候関連企業データ説明責任法(通称:SB253)

Scope3排出量に関する開示については、当該開示が合理的な根拠に基づき(a reasonable basis)誠実に開示された(disclosed in good faith)情報については行政処分の対象とはならない。また、2030年までは報告の不提出に対してのみ罰金の対象となる。

(Section 38532 (f) (2) (B) ,(C))

英国

● 会社法(Company Act 2006)

取締役は、戦略報告書(strategic report^(※))等における不実開示の結果として会社が被った損害について、当該不実開示について知っていたか、又は重大な過失(reckless)があった場合に限り、当該会社に対してのみ責任を負う。

※会社法(Company Act 2006)第414CB条により、気候関連財務情報の記載も求められている。(第463条(3)(a))

(注)2024年3月6日の気候関連開示規則の公表後に、異議を唱える訴訟が相次ぎ、同年4月4日、SECは司法判断が確定するまで同規則の一時停止を発表。

(出典)米国:(SEC気候関連開示規則)<https://www.sec.gov/files/rules/final/2024/33-11275.pdf>、(証券取引所法)<https://www.govinfo.gov/content/pkg/COMPS-1885/pdf/COMPS-1885.pdf>、

(証券法)<https://www.govinfo.gov/content/pkg/COMPS-1884/pdf/COMPS-1884.pdf>、(カリフォルニア州)https://leginfo.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240SB253、

英国:<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/46/contents>

Scope3排出量の開示要件緩和に関する各国の取組み

□ 諸外国においては、経過措置として、Scope3排出量の開示要件を緩和している例がある。

カリフォルニア州
(米国)

● 気候関連企業データ説明責任法(通称:SB253)

Scope1・2の適用開始時期に対し、Scope3排出量に関する開示については、1年遅れて適用開始。
また、Scope3の開示は、Scope1・2の開示後、180日以内の開示が許容される。

(Section 38532 (c) (1) (A) (i)(II))

EU

● 欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)

750人未満の企業については、Scope3排出量の開示を1年間免除。

(ESRS 1, Appendix C)

シンガポール

● 市中協議への回答

上場企業は、2025年度よりサステナビリティ開示を開始し、2026年度よりScope3の開示を開始。非上場大企業は、2027年度よりサステナビリティ開示を開始し、Scope3の開示は2029年度以降に開始(具体的な時期は未定)。

(Response to the Public Consultation p.4)

カナダ

● カナダサステナビリティ開示基準(公開草案)(CSDS 2)

Scope3排出量に関する開示について、適用後2年間の経過措置を提案。

(Appendix C C4 (b))

(出典)カリフォルニア州(米国): https://leginfo.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240SB253

EU: <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX:32023R2772>

シンガポール: (ACRA及びSGXによる市中協議への回答) https://www.acra.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/legislation/listing-of-consultation-papers/climate-reporting-and-assurance-roadmap/response-to-public-consultation-on-climate-reporting-and-assurance-roadmap-for-singapore.pdf?sfvrsn=d10eeb40_2

カナダ: <https://www.frascanada.ca/-/media/frascanada/sustainability/documents/cssb-ed-csds-2.pdf?rev=37dd7b66f4c049a5890502b5c852134d>

Scope3排出量の開示要件緩和に関する各国の取組み(続き)

オーストラリア

● **気候関連財務開示法案(公開草案)**

Scope3排出量に関する開示について、適用初年度は免除。

(第269D条(3))

ブラジル

● **サステナビリティ報告の義務化のロードマップ(CVM RESOLUTION NO 193, 20 OCTOBER 2023)**

2025年度までの任意適用期間において、Scope3排出量の開示を免除。2026年度からの強制適用にあたっては、初年度のみScope3排出量の開示を免除。

(第3条)

目次

1. サステナビリティ開示基準の在り方及び適用対象・適用時期
 - (1) 第1回会議でのご意見と考えられる対応案
2. サステナビリティ開示制度導入における論点
 - (1) 第1回会議でのご意見
 - (2) 有価証券報告書の提出時期
 - (3) 各国における経過措置
- 3. ご議論いただきたい事項**

ご議論いただきたい事項①

サステナビリティ 開示基準の在り方

- 本年3月29日から開始されたSSBJ基準案の公開草案の状況を注視しつつ、国際的なベースラインとなるISSB基準と同等なサステナビリティ情報の開示基準を金融商品取引法令に取り込む方針とすることが考えられるか
- この際、我が国のサステナビリティ情報の開示基準が機能的に同等なものと認められ、インターオペラビリティ(相互運用性)を確保できるよう、金融庁をはじめとする関係機関が、国際機関や諸外国と緊密に連携していくことが考えられるか

適用対象

- まずは時価総額を基準に時価総額3兆円以上のプライム市場上場企業から段階的に導入していく案を中心に据えることが考えられるか。他方で、時価総額以外に、海外での開示状況等も基準に加えることを検討することも考えられるか
- 適用対象企業に含まれない企業に対しても、適切なサステナビリティ情報の開示を促進して任意適用を進める観点から、例えば、任意適用の状況の見える化や好事例の公表、プリシンプルを通じた開示の奨励等を行うことが考えられるか。このほか、どのような具体策が考えられるか
- なるべく早いタイミングで適用対象を拡大できるよう、時価総額3兆円以上の企業への適用の後、1年後には時価総額1兆円以上、さらに1年後には時価総額5000億円以上というスケジュールを設定することについて、どう考えるか

適用時期

- 2027年3月期から強制適用を開始し、2030年代にプライム市場全上場企業を対象とすることを基本線としつつ、国際動向、国内外における実務の浸透等を注視しながら、柔軟に対応していくことが考えられるか

ご議論いただきたい事項②

サステナビリティ
開示基準の導入
による
開示タイミング

- 任意適用や、2027年3月期から時価総額3兆円以上の企業に対する、金商法の法定開示書類における強制適用を進めるに当たり、まずは2段階開示を可能とし、その後、保証を義務付ける際に有価証券報告書の提出期限を延長することが考えられるが、これについてどう考えるか。